

○船橋市防災会議条例

昭和39年 6 月17日
条例第32号

船橋市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、船橋市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(平12条例1・一部改正)

(会長及び委員)

第2条 防災会議は、会長及び委員45人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者

(3) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(4) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(5) 市長が部内の職員のうちから指名する者

(6) 市の教育長

(7) 市の消防局長及び消防団長

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(10) その他市長が必要と認めた者

6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任することができる。

(昭46条例29・昭48条例41・平9条例1・平24条例42・一部改正)

(所掌事務)

第3条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

(2) 水防計画に関する事項について調査審議すること。

(3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(5) その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例1・平24条例42・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月31日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年9月29日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。